

新たな博物館、美術館等に関する庁内検討会議設置要綱

最近改正：令和4年7月5日付け4川市文第385号副市長専決

(目的及び設置)

第1条 新たな博物館、美術館の機能及び施設整備等並びに被災した川崎市市民ミュージアム（以下「市民ミュージアム」という。）の収蔵品の修復、管理等に関し、総合的な検討及び庁内調整を図るため、新たな博物館、美術館等に関する庁内検討会議（以下「庁内検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内検討会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に挙げる事項を所掌する。

- (1) 新たな博物館、美術館の機能に関すること
- (2) 新たな博物館、美術館の施設整備等に関すること
- (3) 市民ミュージアムの収蔵品に関すること
- (4) その他必要な事項

(庁内検討会議)

第3条 庁内検討会議は、座長、副座長及び別表1に掲げる関係局長をもって組織する。

- 2 座長は、市民文化局に属する事務を担当する副市長とし、副座長は他の副市長をもって充てる。
- 3 庁内検討会議は座長が招集し、会務を総理する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第4条 庁内検討会議に、幹事長、副幹事長及び別表2に掲げる関係局長をもって組織する幹事会を設置する。

- 2 幹事長は、市民文化局長とし、副幹事長は、教育次長をもって充てる。
- 3 幹事会は幹事長が招集し、会務を総理する。
- 4 幹事長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(部会)

第5条 第2条に定める事項を具体的に検討するため、庁内検討会議に、施設整備検討部会及び収蔵品修復検討部会を設置する。

- 2 施設整備検討部会は、部会長及び別表3に掲げる関係課長をもって組織し、収蔵品修復検討部会は、部会長及び別表4に掲げる関係課長をもって組織する。
- 3 部会長は、市民文化局市民文化振興室担当部長をもって充てる。
- 4 部会は部会長が招集し、会務を総理する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(プロジェクトチーム)

第6条 部会の下部組織として必要な作業を行うため、庁内検討会議に、プロジェクトチームを設置することができる。

- 2 プロジェクトチームは、座長及び議題に応じて必要な関係職員により適宜構成する。
- 3 座長は、市民文化局市民文化振興室担当課長又は川崎市市民ミュージアム担当課長をもって充てる。
- 4 プロジェクトチームは座長が招集し、会務を総理する。

5 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 第3条から第6条に掲げる庁内検討会議等の事務は、市民文化局市民文化振興室及び川崎市市民ミュージアムにおいて処理する。

(その他)

第8条 その他この要綱の実施に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月5日から施行する。

別表第1（第3条関係）

委 員	総務企画局長
	財政局長
	市民文化局長
	まちづくり局長
	建設緑政局長
	教育次長

別表第2（第4条関係）

幹 事	総務企画局長
	財政局長
	まちづくり局長
	建設緑政局長

別表第3（第5条関係）

部会員	総務企画局都市政策部企画調整課担当課長
	総務企画局公共施設総合調整室担当課長
	総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
	財政局財政部財政課長
	市民文化局市民生活部企画課長
	市民文化局市民生活部企画課担当課長
	市民文化局市民文化振興室担当課長
	まちづくり局総務部企画課長
	まちづくり局計画部都市計画課長
	まちづくり局施設整備部施設計画課担当課長

	建設緑政局総務部企画課長
	建設緑政局緑政部みどりの事業調整課担当課長
	教育委員会事務局教育政策室担当課長
	教育委員会事務局生涯学習部文化財課長

別表第4（第5条関係）

部会員	総務企画局都市政策部企画調整課担当課長
	総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
	財政局財政部財政課長
	財政局資産管理部資産運用課長
	市民文化局市民生活部企画課長
	川崎市市民ミュージアム担当課長
	教育委員会事務局生涯学習部文化財課長
	教育委員会事務局生涯学習部文化財課担当課長